



不法投棄等防止のために

産業廃棄物の不法投棄等の問題は、私たちの安全で快適な生活や自然環境を脅かす重大な環境犯罪です。

困った事態が起こらないように、私たちが普段から地域の環境に関心を持ち、不法投棄等がされないよう常に注意を払うとともに、不法投棄等を行う者の動きを早い段階からつかみ、不法投棄等の防止をしていくことがとても大切です。

京都府では、「不法投棄等特別対策機動班」を設置し、警察や市町村と協力して監視する体制を作るとともに、パトロールを実施して、不法投棄や野焼きの防止に積極的に取り組んでいます。



スカイパトロールも実施しています

私たち京都府民もスラムを組んで、不法投棄等を許さない地域づくりをしていくことが大切です。

① 発見 不法投棄・野焼きとは…

林や谷に解体木くずなどがうず高く積みまされ、すてられている。



空き地で解体の木の野焼きがされている。



② 通報 不法投棄・野焼き・違法開発を発見したら…

「産業廃棄物不法投棄情報ダイヤル」でお知らせください。

【京都府南部】
向日市以南（京都市除く）の地域の情報は **0120-530993**

【京都府中部】
亀岡市、南丹市、船井郡の地域の情報は **0120-530994**

【京都府北部】
綾部市、福知山以北の地域の情報は **0120-530995**

不法投棄をしない、させない、許さない

不法投棄をすると5年以下の懲役又は1千万円（法人は1億円）以下の罰金です。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第32条第1号）